

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 令和2年6月16日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	秋山照雄君	副委員長	松井豊君
	金丸幸司君		五味武彦君
	金丸寛君		長谷部集君
	藤原正夫君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（5名）

議長	清水正二君		横山洋介君
	斉藤芳夫君		有泉庸一郎君
	山本英俊君		

説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	長田裕二君	建設課長	小宮山尚君
建設総務係長	興石文明君	建設管理係長	保坂俊和君
建設土木係長	小田切英規君	農林振興課長	箭本太君
農林総務係長	大柴宏之君	農林振興係長	丸茂貴幸君
農林管理係長	樋口一君	商工観光課長	堤貞治君
商工労働係長	藤井亮一君	観光交流係長	石原大助君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	土屋達巳	書記	森田公
--------	------	----	-----

審査内容

1 条例等審査

議案第51号 市道路線認定の件

議案第46号 甲斐市小規模企業者小口資金融資促進条例の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第47号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）

3 その他

開会 午前 9時27分

○書記（中込美智子君） おはようございます。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、秋山委員長、よろしくお願いいいたします。

○委員長（秋山照雄君） 改めまして、おはようございます。

ご参集、大変ご苦勞さまでございます。

連日の真夏日により、熱中症が心配されるような暑さが続いておりますが、体が暑さに慣れていない時期でもありますので、お互いに体調管理には十分留意していききたいところです。

本日の委員会は、条例等審査が2議案、補正予算審査が1議案となっております。皆様のご協力をいただきながら、円滑な議事の運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいいたします。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開催します。

また、金丸幸司委員は遅刻の連絡がありましたので、報告します。

それでは、本日の会議を開きます。

○委員長（秋山照雄君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁も分かりやすく説明していただきたいと思ひます。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しておりますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思ひます。傍聴議員の質疑は、さきの申合せのとおり、会派の割当人数により行ひます。質問は1問とし、再質問は1

回までとします。

念のため人数を申し上げます。創政甲斐クラブ2人、新政会1人、進和会1人、公明党1人、甲斐市民クラブ1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

審査に入る前にお諮りします。本日は、円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは初めに、条例等審査を行います。

議案第51号 市道路線認定の件を議題といたします。

本件は現地調査を行いたいと思いますが、委員よりご意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） それでは、お諮りいたします。本件はお手元に配付した委員派遣計画書により、委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定しました。

なお、委員派遣承認要求書は、委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、当局より説明を受け、現地へ移動したいと思います。

当局より説明をお願いいたします。

小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） それでは、よろしく願いいたします。

議案第51号 市道路線認定の件につきましてご説明させていただきます。

市道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの案件を提出する理由でございます。

議案集の47ページをお願いいたします。

位置図につきましては、議会資料23ページ、24ページになります。

今回認定をお願いする路線につきましては4路線でございます。

現地視察につきましては、5月26日に開催されました常任委員会において、路線番号340、路線名曾利宅造9号線、路線番号341、路線名着物沢宅造4号線を確認していただいておりますので、本日は路線番号342、路線名金剛地宅造1号線、路線番号1562、路線名御証宅造5号線の2路線について、現地視察をお願いし、さきに視察していただいた路線と合わせ、4路線につきまして認定をお願いするものでございます。

なお、本日確認していただきます2路線は、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内道路でございます。

詳細につきましては、現地で担当からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

質疑については、現地調査の後、委員会室へ戻ってから行います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前10時39分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。現地調査お疲れさまでした。

これより、質疑に入ります。

現地調査等を踏まえ、委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

松井副委員長。

○委員（松井 豊君） この宅造線のナンバーなんですけど、300台と1,500台とこれどういう仕分けになっているか、ちょっと参考に。

○委員長（秋山照雄君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） こちらの路線番号につきましては、旧竜王、敷島、双葉ということで、各町で路線番号が個別にございましたので、路線番号につきましては、それをそのまま生かしているという形なんで、ここで言えば、300台につきましては双葉、1,500台については敷島というような形で番号がついております。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、何かありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、議案第51号の質疑を終了します。

これより議案第51号 市道路線認定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第51号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時44分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

次に、議案第46号 甲斐市小規模企業者小口資金融資促進条例の一部改正の件を議題と

いたします。

当局より説明をお願いいたします。

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） お疲れさまでございます。

商工観光課から議案第46号 甲斐市小規模企業者小口資金融資促進条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案書の21ページ、議会資料の18ページをお願いいたします。

まず、議案書の21ページをよろしくお願ひします。

下から3行目、提案理由になりますが、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた市内小規模企業者の事業継続を支援するため、緊急資金の融資に対する信用保証料の補助割合について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

議会資料の18ページをお願いいたします。

新旧対照表になりますが、附則の第1項、第2項の次に下線が引いております1項を加えるものでございます。保証料の補助に関する特例第3項、「第7条の規定に係る保証料の補助については、同条の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和3年3月31日までの間に行われた緊急資金の融資に限り、その4分の3を補助するものとする」を加えます。

保証料については、市が2分の1、県が4分の1、借主が4分の1を負担しているものを、この改正により借主分を市が負担することにより、コロナ対策の支援を行うものであります。

この条例は、公布の日から施行するとし、適用につきましては、令和2年5月1日からといたします。

なお、期限を令和3年3月31日までとしておりますが、今後のコロナの状況により、延長も検討してまいりたいと考えております。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お疲れさまです。

これもコロナ対策ということなので、市ではこの事業に対しては一応1,500万という金額

を見積もってあると思うんですけれども、5月から今の説明だと今年度は来年3月ということで、またこの状況によっては定かではないという説明なんですけれども、5月からスタートで、まだ一月ちょっとなんですけれども、今の状況をちょっと知りたいですけれども。

現状報告、直近でいいですから、お願いします。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） お答えいたします。

1,500万は次の補正のほうでご説明いたしますけれども、小口融資ではなく県融資のほうになっております。

今回のこの条例改正は、小規模企業者の小口資金融資の緊急の補助であります50万を上限とする緊急融資制度の保証料という形になります。この条例は既存の条例でございまして、現在のところまだ借手はございません。

以上であります。

○委員長（秋山照雄君） ほかに。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） すみません。

これ緊急の融資に関してということなんですけれども、ちなみにこの融資の資格条件ってどういうふうになっているんですか。

○委員長（秋山照雄君） 藤井係長。

○商工労働係長（藤井亮一君） 融資の資格ですが、常時使用する従業員の方が20名以下の会社、または個人、その中でも商業ですとかサービス業の場合は5名以下となっております。あと、甲斐市内で1年以上店舗、工場、事業所を有していること、あと、市税の滞納等がなく完納していること等、今、お話をさせていただいた内容全て満たすことが資格となっております。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） よろしいですか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 今後のことになると思うんですけれども、相談窓口どういうところになるんですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 小口融資の借入先が金融機関となっておりますので、市内の

金融機関という形になります。

以上であります。

○委員長（秋山照雄君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 例年の大体平均的な数字といたしますか、件数はどのくらいでしょうか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 現在のところ借手がなく、10年ほどは全く、今、借りていない状況となっております。

以上であります。

○委員長（秋山照雄君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 提案理由がコロナの関係ということなんですけれども、今の聞いた資格の中には特にコロナとかということもなく、そうすると、今回、借入れをする理由自体にコロナかどうかということとはあまり関係ないということですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） そのとおりであります。

今回、今まで借手がなかったというのが、利息分が利率が非常に高かったものですから、2.275%の利率でした。今回、コロナも合わせて金融機関のほうにお願いをして、1.4%まで引き下げるよう努力をしております。利率が高かった分、借手がなかったのかなということとであります。

以上であります。

○委員長（秋山照雄君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 今の金利を下げてもらったというのは、この来年の3月までというのと関係があるということですか、それとも金利に関しては今後もずっとということと。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 今回を境に、今後もずっと1.4%でいかさせていただきます予定です。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑ありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） さっき受付のことをちょっともう少し詳しく聞きたいんですけども、金融機関の窓口に使いたい希望者が行く、相談する、いろんなものが、そこでさっき言った幾つかの条件をもう既に銀行のほうでクリア、審査してしまうのか、それともこういう希望

者があるよ、だったら市のほうに行って、市のほうで審査してくださいよ、それを持ち帰って銀行のほうで決定するということか。ちょっとその辺の段階をお願いします。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） まず、相談を金融機関のほうにお願いをするという形になります。そこで、幾つかの書類があるわけなんですけれども、書類を審査をしていただいて、提出については甲斐市のほうに、市役所のほうになります。市役所のほうで滞納状況等を確認した中で、書類に不備がなければ、山梨県の信用保証協会のほうに書類を渡す形になります。そこで、1週間ほど審査をして、信用保証料の計算とかをしまして、それが審査が終わりますと、金融機関のほうにいて、金融機関のほうから最終的に借主の口座のほうに振り込まれるという形になっております。

以上でございます。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） そうすると、例えば希望者が窓口に行って、最後に融資までいくのに最短ではどのくらいでいくんですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） お答えいたします。

一応、金融機関のほうに確認したところ、信用保証協会のほうで1週間程度、金融機関のほうで1週間程度、2週間でおおむね口座のほうに振り込まれる形になります。

○委員長（秋山照雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第46号の質疑を終了します。

これより議案第46号 甲斐市小規模企業者小口資金融資促進条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第46号を終わります。

以上で、条例等審査を終了します。

次に、補正予算審査を行います。

議案第47号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。

補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） それでは、そのようにいたします。

初めに、商工観光課より、5款労働費、1項労働諸費及び7款商工費、1項商工費について一括で説明をお願いいたします。

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 引き続き、よろしく願いいたします。

商工観光課の補正予算について、補正予算説明書と甲斐市定例市議会資料でご説明いたします。

まず、補正予算説明書の14、15ページをお願いいたします。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、18節負担金補助及び交付金、15の労働施策推進事業40万円の増額補正であります。

財源内訳は、県支出金の山梨県移住支援金交付事業費補助金30万円と一般財源10万円です。

増額補正の内容につきましては、移住支援事業補助金を当初予算で単身世帯1件の60万

円を計上しておりましたが、夫婦で移住し、補助金の支給要件が2人以上の世帯100万円となるため、差額の40万円について増額補正をお願いするものであります。

次に、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、02の商工振興事業4,061万円の増額補正。

1枚めくっていただき、17ページをお願いいたします。

一番上の04安心甲斐・市民支援事業、元気甲斐商品券7億9,804万1,000円の増額補正であります。

財源内訳は、全額一般財源であります。

増額補正の内容につきましては、甲斐市定例市議会資料の19ページをお開きください。

19ページ、市内中小企業等に対する経済的支援についてご説明いたします。

1、経緯等については、安心甲斐・市民支援事業新型コロナ対策甲斐市応援プランとして、市内中小企業等の事業継続を支援するため、2つの支援を行うものであります。

1つ目は、2、概要（1）の県の特別融資に対する信用保証料制度の創設であります。県の特別融資に対し、県は信用保証料の半額を補助しており、本市が残りの信用保証料を補助することにより、事業者の負担をなくし、支援するものであります。適用期間は、県の特別融資開始日の令和2年3月2日から令和3年3月31日までであります。

2つ目は、（2）の小規模事業者向け小口資金緊急融資の改正であります。既存の小口資金融資制度を改正し、上限50万円の緊急融資に対する利子及び信用保証料を市が負担することにより、事業者の家賃や人件費等のつなぎ資金として活用できるよう支援するものであります。適用期間は、令和2年5月1日から令和3年3月31日までであります。

（3）になりますが、（1）、（2）の適用期間は、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、今後延長することも検討してまいります。

3、事業費は、今回の補正になりますが、（1）県の特別融資に対する信用保証料制度の創設については1,500万円の増額補正であります。4月末現在の信用保証料の合計額が約3,000万円で、その2分の1を補正するものであります。

（2）小規模事業者向け小口資金緊急融資の改正については51万円の増額補正であります。50万円の緊急融資に対する信用保証料は、約5,100円で、100件を見込んでおります。なお、利子については1年後になりますので、令和3年度の当初予算に計上する予定であります。

20ページをお願いします。

20ページ、無尽でお助け めざせ！みんなで100億円キャンペーンについてご説明いたします。

1、経過。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、飲食店の経営が厳しいことから、県では本県特有の習俗であります無尽の金融相互扶助の精神に着目し、県が旗振り役となり、県民と一緒に、飲食店を支援することといたしました。本市もこの事業に参画し、市内飲食店を支援するものであります。

2、対象者は、市内飲食店及び市内飲食店を利用する2人以上のグループであります。

3、実施期間は、6月定例会市議会の議決後の6月19日からを予定し、令和3年2月28日までであります。なお、県は、5月22日から実施しております。

4、事業内容。

①支援の申請ですが、このキャンペーンを利用するには、インターネットにより申請していただきます。利用したいグループは、パソコンやスマートフォンから支援したい飲食店名、利用金額、利用者の氏名、電話番号などを入力します。申請額は、1万円から4万9,000円までであります。

②クーポンの取得ですが、グループの代表者にキャンペーン事務局から申請額と、申請額に県の5%と市の5%を上乗せしたクーポン券が①で申請したメールアドレスに届きます。

ここで資料の訂正をお願いいたします。（もしくは申請した住所に届きます）の削除をお願いいたします。当初、キャンペーン事務局では、郵送でも利用できるように考えておりましたが、メールでのクーポン取得のみの運用でありますので訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。

次の③事前のお支払い、利用グループはメールで届いたクーポン券を印刷し、クーポン券を持って申請額を前払いします。クーポン券に支払った証明の押印等を飲食店からもらいます。

コロナ終息後になりますが、④無尽会の開催、押印済みのクーポン券を持って飲食店で無尽会等を開催します。

⑤飲食店への還付、利用がありました飲食店は、キャンペーン事務局にクーポン券を送付することで、10%の上乗せ額が飲食店に支払われます。例を挙げて説明しますと、甲斐市内の飲食店で利用した場合、例えば4万円の食事代を前払いするとします。県の5%の2,000円と、甲斐市の5%の2,000円の合計4,000円が上乗せされることとなります。甲斐市以外の利用では、県の2,000円分しか上乗せされないということになっております。

1枚まくっていただき、21ページをお願いいたします。

5、事業効果。利用グループは、前払い額の10%分上乗せの飲食を受けることができます。コロナ禍で苦しむ飲食店は、前払いにより、当座の運転資金の確保ができます。また、コロナ終息後の飲食店の活気や、県民の消費活動を促進します。

6、市の目標金額は5億円であります。県は100億円としておりますが、これは平成28年経済センサス活動調査の結果から、飲食サービス業の売上金額は、県全体で約1,000億円あります。その1割の100億円をこの事業で回復させたいとの考えで、県は目標金額を設定いたしました。甲斐市の割合は県全体の約5%であることから、5億円を目標金額といたしました。

7、事業費は、2,510万円。

11節役務費として、事務手数料10万円及び目標金額5億円の5%を12節委託料2,500万円増額補正するものであります。

次に、22ページをお願いいたします。

安心甲斐・市民支援事業、元気甲斐商品券についてご説明いたします。

1、経緯等ですが、こちらも新型コロナ対策安心甲斐・市民支援事業の一つとして、市内事業所で利用できる商品券を市民全員に配付することにより、市民の生活支援及びコロナ禍で非常に厳しい状況である地域経済の活性化に資することを目的としております。

2、概要。

(1) 配付対象者は、基準日、令和2年7月1日予定において、住民基本台帳に登録されている者に配付いたします。

(2) 配付金額は、市民1人につき1万円、1,000円券10枚を1セットといたします。

(3) 配付方法は、世帯ごとに世帯主宛、郵送により配付いたします。窓口等での手渡しでは、混雑が予想され、3密となる可能性がありますので、郵送といたします。また、普通郵便ですと盗難のおそれがありますので、簡易書留で確実に市民の皆様に配付いたします。

3、使用可能期間。商品券の使用は、令和2年9月から令和3年2月末までの6か月間を予定しております。

4、取扱事業者は、市内の店舗といたします。今後、商品券の取扱店舗の募集を行い、多くの店舗に登録をお願いしたいと考えております。

5、事業費。7億9,804万1,000円の増額補正であります。

内訳は、商品券が約7万6,000人分で、7億6,000万円、事務費は3,804万1,000円を見込

んでおります。

事業費の内容につきましては、人件費は会計年度任用職員10か月分の報酬等のほか、消耗品費、商品券、封筒、取扱店舗用のポスターなどの印刷製本費、簡易書留などの郵送料、換金時の振込手数料、対象者抽出委託料等であります。

6、今後のスケジュールは、令和2年6月から7月が要綱制定、取扱店舗の募集及び登録、7月から8月は対象者抽出、商品券発送、9月から商品券の使用開始、換金業務を開始する予定であります。

以上が商工観光課から補正予算についての内容であります。ご審議をよろしく願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 無尽のお助けの関係ですが、これは、グループやお店なんかへの周知はどういう手段でいくんでしょうか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 既に山梨県では、山梨日日新聞の裏表紙といたしますか、そちらのほうに一面の広告を上げております。あと、甲斐市のほうでは、今から印刷物をポスター一等を竜王庁舎、敷島庁舎、双葉庁舎、あと竜王駅など、主要なところにポスターを掲示したりとか、あるいは、チラシを竜王駅とあと窓口等に置いたりとかして周知をしていきたいと考えております。

以上であります。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑ありますか。

金丸幸司委員。

○委員（金丸幸司君） 同じく無人のお助けでお伺いしますけれども、先ほどインターネットの申込みしかできないとあって、インターネット上でそのお店の名前を入れてやるということ、お店の名前というのは、全部市内のお店全部入っているんですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 市内のお店全てが対象になるんですけれども、お店側がやるやらないということがありますので、事前にお店側にこの制度を利用しますかということで

問合せをしていただいて、大丈夫ということであればインターネットから入力をしていただきたいと思っております。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 大体趣旨は内容的にはあれですけども、事前に申し込んで、自分たちで先にお金を払うということですよ。払って例えば、その日がキャンセルとかなんとかという場合はどうなるんですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 利用する日は入力はしなくて結構ですので、期限が2月28日までの間に利用していただければ大丈夫です。

ただ、利用金額が、例えば4万円をお店に先に渡して、4万4,000円を受けられるわけなんですけれども、3万円しか飲み食いしないとそれは戻ってこないということですので、4万円以上飲食していただきたいと思っております。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ということでは、金券と同じ返ってこないという判断ということだね。そこをよくみんなに仲間に聞かれるんで。今、この次の商品券のことはちょっと質問するんですけども、大体金券と同じことに思っていればいいということ。だから、例えば4万円を今課長の言うように、では10人で4,000円の無尽だから4万円をしますと、そのときに、4万円までいなくて3万五、六千円だったら、このあと5,000円は返ってこないという意味合いということですね。

もうちょっといいですか、委員長。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今、松井委員のちょっと重複するわけですけども、申込みのあれも、今まで郵送を消して、もうインターネットだけということなんですけれども、これは県ではなくて市もつながるということですか、両方に。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） この事業は委託をしております、山梨県の観光推進機構というところに県も委託して、甲斐市も委託しております。そちらの山梨観光推進機構の中のホームページのほうで入力をしていくという形になっております。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑ありますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） まず、無尽というくくりですよね。いろいろな店が無尽で使うということは分かるんだけど、では、無尽という根拠は何なのか。例えば、普通に仲間と行って、毎月1回ぐらい飲んでいるよと、無尽ではないよと言ったのも無尽に含まれるのか、その辺の資格と言っては何だけでも、ここはまずどうなんですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） お答えします。

県のほうで、無尽という観点に着目したということだけでありまして、2人以上のグループであれば、無尽とかということは関係ありませんので、ご家族でもご夫婦でも使うことは可能です。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 別な話です。

申込みが例えば無尽の場合は、毎月1回やっているじゃないですか。その都度申請してやらなければいけないのか、一括で払うんだからだめか。その都度申請でいいんですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 利用の限度額がありまして、1万円以上4万9,000円という限度がありますので、その1回だけであれば、その範囲内で数回に分けて行うのであれば、その都度申請していただくという形になります。

先ほど説明したとおり、金額を下回っての料金利用というのは、お金が返ってきませんので、設定金額というのは、その設定に合わせて申請していただければと思っております。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 最後に、上限が4万9,000円と、要するに2人でも4万9,000円、無尽ですから20人でも4万9,000円と。この4万9,000円というくくりというのは、どういうものなんでしょうか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 県では当初5万円を予定しておりました。1万円から5万円という形だったんですけども、5万円を超えると、印紙を貼らなければならないというようなことで、事務が煩雑になるという観点から、上限を4万9,000円に設定いたしました。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） そうすると、例えば2人で4万9,000円、約2万5,000円ずつ使うというところもあれば、20人でやった場合は、2,500円しか。そういう人数によってではなく

て、総額に対しての今回のやり方と考えていいんですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） お答えします。

大勢いる場合については、グループを小分けにさせていただいて、2グループに分けるとか5つに分けるとか、グループを分けてお店の登録をさせていただいて、上限額に合うようにさせていただければと思います。

○委員（五味武彦君） そういうことができるのね。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

金丸幸司委員。

○委員（金丸幸司君） 次の元気甲斐市商品券でちょっと聞きたいんですけども、この配付対象者が甲斐市の住民登録に登録されている方ということなのですけども、これ対象出っであるじゃないですか。これ、基本台帳に登録しているのはもう分かっているのに、あえて後になって選出するってどういうことなのか、ちょっと。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 基準日というものがあまして、今回の元気甲斐商品券は7月1日を予定しております。7月1日現在で住民基本台帳に登録されている方という形で抽出処理が必要になってくるという形です。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） では、この商品券のことについてお伺いします。

これについては、市民の方々、いち早く市民に公表された、4月ごろなるかと思いきいけれども、それからいろんな広報に載ったりして、早く使いたいという意見がかなり聞かれますけれども、このスケジュール見ると、6月の議会で議決をして、さらに7月までに加盟店を募集ということで、7、8月ごろには商品券発送ということになると、やっぱり9月、まだこれが最短距離かなと思うのですけれども、もう少し最短距離ということは不可能ですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 私どもも、最大限早くできるように処理をするという形でスケジュールを取らせていただいているんですが、このスケジュールが一番早いスケジュー

ルであります。6月の議会で議決後、そこから印刷をして、商品券が1万円の商品券1,000円を10枚セット、それを7万6,000人分、枚数にしますと76万枚印刷しなければならないということで、印刷日数も相当かかります。先ほど委員さんがおっしゃいました加盟店、登録の店舗についても、募集期間を1か月程度取らなければならないということで、そちらのほうも数多くのお店の方に登録していただきたいと考えておりますので、9月1日からの使用という形をお願いしたいと思います。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） その加盟店というか、募集してうちも受けたいと加盟、それを市民に周知するというのはかなりの件数があると思いますけれども、どんな方法であれですか。この店の前にレッテルを貼っているとか、どういうふうな。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） まず、市民向けには、商品券を世帯主宛にお送りするんですけども、1つの封筒に入れます。3人家族であれば3枚、3セット入れるわけなんですけれども、それに加盟店、今回使えるお店のリストを一覧表にして入れさせていただきます。あと、加盟店にはお店のほうにポスターを、元気甲斐商品券が使えますというポスターを何枚か配布して、それをお店のほうに掲げていただくということで、お店も分かるし、市民の方も分かるという形を取らせていただきたいと考えております。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 続いて、今度は商店のほうなんですけれども、換金の仕方というのは、どこへ行くんですか。銀行なのか、前のプレミアム券のときはこことか、ここのところはどうなんでしょうか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 商品券の換金につきましては、職員が行います。

○委員（藤原正夫君） 職員。

○商工観光課長（堤 貞治君） 職員です。甲斐市のほうに郵送で、加盟店のほうには返信用の封筒を事前にお渡しするような形を取りまして、月に3回程度を換金の回数として行う予定でおりますので、お店で使った商品券をその封筒に入れてポストに入れていただければ、市役所のほうに私どものほうに届くという形になります。それを月3回換金処理をして、指定された口座、お店が指定してきた口座のほうに振り込むような形を取らせていただきます。

また、商品券が多く枚数があるところもあると思います。その場合、封筒には入り切らないので、そちらにつきましては、市役所のほうに持ってきていただく、持参していただくという方法を取らせていただきたいと思いますと考えております。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。

今、こっちから、議案の47からずっと小口資金から見ていると、甲斐市もかなりこのほかにコロナ対策でもって、老人にマスクとかいろいろ給食、子供にいろいろやっているんですけども、一概に言えないんですけども、ある市の、北杜市なんかを見ると、あれはちょっとやり過ぎかなと思いますけれども、そうはいつでも、もう少しこの1万円をまた追加ぐらいにして、あと1回10月ぐらいに出すとか、そのぐらいの勇気を出してほしいというふうに私は思います。これ意見ですけども。

この市内の中小企業に対する経済対策というの、県に倣って何か便乗しているようなものばかりなんだよね。だから、市単独で中小企業、あるいはそのようなところを、本当にコロナでもうどうにもならんという企業もあると思うんですよ。これはもう、このあれは保証協会なり、納税をちゃんとしっかりしたところじゃなければ受けられないというところだから、それなら別にどうこうないですよ。受けられない人がいるところを、そういうのも何か支援する方法を市単独でできればやってほしかったかなという声が、かなり市内の業者プラスいろんな人からも聞いておりますので、ぜひ課長も、すぐ、今年からなった本当のここが腕の見せどころというようなことでありますので、ぜひそんなことも踏まえてお願いしたいと思います。

これは要望で。

○委員長（秋山照雄君） ほかに。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 藤原委員の話とちょっとダブるんですが、やはりこの9月からは確実にやっていただくのと、それから北杜市では、話だと、ペンションの利用などを含めてけれども5万円という話もありますし、ほかにも二、三、話も聞いていますが、詳しいところはまだ私も分かっていません。いずれにしても、これだけでおしまいということにはならないようにしてお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） 要望でよろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 取扱店舗の募集の件ですが、市の窓口でやるのか、それとも商工会に一旦委託してやるのか、この辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） お答えします。

市内の小売の小規模の店舗なんですけれども、約2,200店舗ぐらいあります。そのうちの1,400が商工会の加盟店となっておりますので、1,400については商工会のほうから加盟店のリストをいただきまして、そちらのほうに直接郵送で加盟店になるか、加盟店というか今回の商品券を使えるか使えないかということで、登録のお知らせをご案内をする予定であります。

残りの800店舗につきましては、直接郵送ということができませんので、甲斐市のホームページとか、あるいは甲斐市の庁舎、竜王、敷島、双葉庁舎、駅等に加盟店募集という形でポスター、チラシ等を置いて、周知してまいりたいと考えております。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） そうすると、商工会から1,400のリストをもらって、それから今度は市のほうで郵送して募集するという形ですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 商工会の加盟店の郵送方法については今の説明のとおりでありまして、取りまとめは商工会さんのほうに加盟店についてはお願いするという形です。

商工会の加盟店でないところにつきましては、市のほうで作業をさせていただきます。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 今のとは別ですけれども、商品券を発送する、それは個人的に行くと思うんです。そういうのは、例えば途中で紛失とかいろいろ出てくると思うんです。それは書留とかなんとかという方法があるかと思うんですよ。逆に今度は使った商店から請求がくるという中で、その商品券自体はナンバリングとかいうことは考えていますか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） お答えします。

まず、盗難とかそういったことがないように、郵便局が世帯主宛にご家族の方に手渡しで配付するという簡易書留で行うことにより、そういったことは防ぎたいと考えております。

万が一紛失してしまった場合は、再発行はできませんので、現金と同じ取扱いですので、取扱いには十分ご注意くださいとっております。

あともう一つが、ナンバリングが、10枚セットの表紙のほうに番号を1から7万6,000、番号を打ち込みます。あと、1,000円券には、またそれも1番から76万枚通し番号をナンバリングを打つ作業を行います。

以上であります。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） そうすると、仮に最後に回収したときに、誰が使ったかということも分かりますね。要するに商店が使いました、市のほうで払いますよと、それが誰だったのか、もちろん金額も分かるわけですよ。そこまでできるんですか。というのは、要するに盗難とかということの場合に、ほかの人が黙って持って行って使っても分からなくなるんじゃないですか。その場合の危険性を考えると、初めからこのAさん、五味武彦さんにはナンバー幾つのが行きました、それが使われました、その使ったものははっきりしましたと、要するにそこまで厳しくするのか、この辺はどうなんですか。防犯上の問題もあります。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） お答えします。そういった何かあったときのために番号を振ってありますので、配った方にはこの世帯で何番のセットを入れたのかということとは分かりますので、使った商店から最終的に番号を見ればそこまで分かる形になりますけれども、一応、私どものほうでは、そこまで追わないことを願っておりますけれども、万が一のために番号を振っておりますので、検索等をするのは可能であります。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 使用期間が2月末という形ですね。よくプレミアム商品券の場合は消化できないから少し伸ばすとかということあると思うんですが、今回の場合は、使わなければもうそれで終わりという考え方だと思うんですが、この2月末の予定というのは、どういう状況の中で2月末なのか、それとも当然使用の枚数とか、消化の枚数によって延長しなきゃならんということはある得ると思うんですが、この辺はどうお考えですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） お答えします。

使用期間につきましては、6か月と設定させていただいたのは、短期間で市内の消費を企業、事業者、店舗のほうに早くお金が回る、地域経済を活性化させるという、短期間での活

性化を目的としております。

あと、一応この事業に関しては年度内であるということも考えておまして、2月末、換金作業が3月1か月間という形が残りが残りますので、年度内で執行できるということを考えてこの事業を行っております。

以上であります。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） ということは、あくまで2月末を使用期間ということで徹底する、PRもそうでしょうけれども、そうしないと、3月になってからどうのこうのという市民の方もいらっしゃってくると思うんです。この辺はちゃんと徹底していただきたいということ、これは要望で構わないのでお願いします。

○委員長（秋山照雄君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 同じく商品券のことでちょっとお伺いしたいんですけども、1人1万円というのはありがたい話ではありますが、今までのプレミアム商品券的なそういう発想の中で、商工観光課ですので、市内の消費喚起という部分でやっている事業だと思うんですよね。

もちろん市内のそういう商工業者が厳しい立場にあることも分かっていますが、それを拡大していくというのは大事だとは思いますが、ただ、市外、県外、いろんな自治体で取り組んでいるそういう施策というのは、それよりもまず消費者、市民の生活の改善という部分が一番大きくて、そういう意味で考えると、今回の1万円というのは、この事業が6月定例会で決まった後から、先ほど言った印刷の発注、あるいはその対象の抽出、あるいはその取扱いの募集等あって、2か月、3か月すぐ先にいってしまって、実際にそれが今度は消費された後も、その商工業者のところには手元に残るのは商品券であって、それをまた換金するまでにまた日にちを要して、最終的に現金が手元に来るともまた時間がかかると。

そういうふうにもいろいろ考えると、さきにあった10万円の給付金のような現金を直接市民に配るといような、そんな話というのはなかったですか。それは全然検討せずに、もういきなりこの商品券という話になってしまったのか、ちょっとその辺が疑問でして。特に、商品券を今回作成したり、配付したりということで、7億6,000万かけるものに、3,800万円の経費をかけて今回事業するわけです。3,800万円、すごくもったいないという感覚もあるんですよね。10万円を振り込むときに、1万円上乘せして11万振り込めば、経費もぐっと下がるし、時間も短縮するし、確かに市外で使われてしまうということもあるとは思

んですけれども、でもその辺は市民の人たちをお願いをして、なるべく市内で使ってくださいと、そういったことも考えながら。

特に今回の場合は先ほど聞いていないんですけれども、多分大型店なんかもみんな入ってきますよね。そうすると、大型店っていうと結局本社が市外であったりとか、県外であったりとかするので、そう考えてくると、市内の消費喚起という部分を考えても、現金配るのとあまり変わらないような気もするんですよね。

そういったことをいろいろ考えると、いろいろ疑問が残ってしまっていて、そういった話が検討のテーブルに上がったかどうか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） お答えします。

現金の配付方法も当然検討はしてまいったわけなんですけれども、私ども商工観光課としましては、市民のためにというのもあるんですけれども、中小企業、甲斐市内の店舗にお金が回るといふ形も地域経済の活性化という観点から、商品券ということでさせていただきました。

現金ですと、先ほど今委員さんもおっしゃったとおり、市内の店舗で全てが使われるかという、市外、県外とか、そういったところでも使うこともできます。商品券であれば、甲斐市内でしか使えませんので、そちらを商工観光課としては優先順位として、今回の元気甲斐商品券事業を行うわけなんですけれども、あと商品券が、現金という形ですと、コロナで外出が自粛されているときにまだ使えないと、商品券は9月からということで、外出とかもう自粛がされない状況にあれば、そういった外へ出て、今まで飲食をできなかった飲食店なんかも今度は利用ができるような形になると思いますので、そういったことを含めて、9月からという形でさせていただきました。

以上であります。

○委員長（秋山照雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

横山議員。

○議員（横山洋介君） 先ほどの商品券のことについてなんですけれども、そういう理由でス

ケジュールが9月ということなんでしょうけれども、できれば皆さんが手元に届いたらすぐ使いたいということがあると思うんですよね。もう現状でも発表されていて、まだ届かないというふうに言われる市民の方は多いので、その中で、時間かかる一つの要因としては、取扱店舗の募集登録というのが必要だったのかどうか。今の委員さんの中でも、防犯的なこともかなり注意されているということであったんですけども、そういったことで、別に登録をしなくても、ちゃんと市内で店舗を構えてやっているというのが分かれば、そんなに登録とかしなければ時間もかからないと思うんですよ。そういったところの検討というのはどういうふうに考えていますか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） お答えします。

市内店舗全てという形になりますと、取扱いできない店舗もございます。例えばたばこの販売なんかはできないという形にもなりますし、あと、商品券の換金事務等が煩わしいという店舗もあるかもしれません。ということで、登録をしていただいて、あと、登録をしていただく際に振込先の銀行の口座もこちらのほうに登録をして、そちらの口座のほうに振り込む形も取り入れさせていただきますので、どうしても登録作業というのは必要であると考えております。

以上であります。

○委員長（秋山照雄君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） あと、その部分も、多少もうちょっと勘案すればいいのかなとは思いますが、それについて、さっきもちよっと触れたんですけども、手元に届いてすぐ使えないというのは結構クレームになると思うんですけども、そういったところの対処というのはどういうふうに考えていますか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 8月ぐらいには郵便局のほうに持ち込む形になります。随時、簡易書留のほうでお配りする形になりますけれども、手元に届いて9月1日からもうお店では使えます。ということは、手元に届いてからそれほど時間はかからないかなと思っておりますが。よろしいでしょうか。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） これ、商品券の件は約8億円、これ一般財源になっていて、商工費の

中に予備費が8億円もあるわけないんだけど、それは、財源の更生はどうなるんですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 今のところ一般財源という形で、財政調整基金を取り崩して行うという形になります。また、臨時交付金が、今、申請をしておりますので、その中の幾らかちょっと分からないですが、臨時調整交付金が充てられるという形に今後なろうかなと思っております。

以上であります。

○委員長（秋山照雄君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） この件に限らず、基金はいわゆる特別な事態のときのための基金。だから、手続もややこしい、時間もかかる以前にさっさとしなければいけないことを、どう見ても後生大事に基金を大事にしているというふうに見えてくるので、即効性のあるやり方をどんどんやらないと、後からになって、これ、ただ一般財源で書いてあるっきりで、どこから金持ってくるだかも全然分からない。今、そういう国・県のあれもと言っているけれども、それはそれ、それは基金をさっさと使って、戻すじゃ戻すということの手当てをするのがスピーディーにやるべき話で、何か長すぎるよね、この時間のかかり過ぎが。だから基金に手をつけるのに躊躇しているんじゃないの。ここのところ、どう。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 基金につきましては、所管がちょっとうちが商工観光課ですので、その辺をずばりちょっと答えることができませんので、大変申し訳ございません。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（秋山照雄君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、商工観光課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

続いて、建設課より、8款土木費、1項土木管理費及び8款土木費、2項道路橋梁費について一括で説明をお願いいたします。

小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） それでは、補正予算のうち、建設課関係の補正につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の16ページ、17ページをお願いいたします。

中段になりますが、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、補正前の1億9,330万4,000円に対しまして、67万円を増額し、補正後の額が1億9,397万4,000円になるものでございます。

補正額の財源内訳は一般財源でございます。

右側の説明欄になりますが、内容につきましては、13竜王駅維持管理事業におきまして、南北自由通路、北口エスカレーター上の照明施設を管理するための昇降機に不具合が生じたので、修繕費といたしまして67万円の補正をお願いするものでございます。

次に、2項道路橋梁費2目道路新設改良費につきましては、補正前の5,867万6,000円に対しまして、1,210万円を増額し、補正後の額が7,077万6,000円になるものでございます。

補正額の財源内訳は、防災安全社会資本整備交付金363万円、辺地対策事業債320万円、合併特例債500万円、残りが一般財源でございます。

右の説明欄になりますが、内容につきましては、01道路新設改良事業におきまして、清川地区市道古川線の拡幅工事に伴う測量設計費320万円、大久保地内市道新大久保線の改修に伴う調査設計費130万円、市道玉川万才線通学路整備の工事費760万円でございます。

なお、玉川万才線通学路整備につきましては、国の補助金が増額となりましたので、事業費も増額させていただき、通学路整備工事を実施したいと考えております。

次に、3目橋梁維持改良費につきましては、補正前の2,030万円に対しまして9,750万円を増額し、補正後の額が1億1,780万円になるものでございます。

補正額の内訳としましては、道路メンテナンス事業費補助金6,105万円、合併特例債4,350万円、残りが一般財源でございます。

なお、国の補助金が今年度より防災安全社会資本整備交付金から道路メンテナンス事業費補助金に変更となりましたので、歳入、節区分の組替えを行っております。

右側の説明欄になりますが、内容につきましては、01橋梁長寿命推進事業において、国より橋梁長寿命化事業への補助金の内定がございましたので、岩森地内の中央自動車道に架

かりますスポーツ橋及び牛句地内の荒川に架かります金石橋の詳細設計等の委託費2,450万円、またスポーツ橋の橋梁補修工事費としまして7,300万円、合計9,750万円の補正をお願いするものでございます。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お疲れさまです。確認です。

道路事業改良費の中で、今、説明で清川小川地区そして大久保地区、もう一つはどこでしたっけ。

[発言する者あり]

○委員（藤原正夫君） 玉川ですか、分かりました。の中で、清川地区の320万円の、これは財源内訳の辺地債分だと思うのですけれども、清川地区の辺地債の320万、これで今年度測量して、この中から辺地債のほかに工事をするにも、また辺地債は予算の中には取り込まれるんですか。そのところ確認したいんですけれど。

○委員長（秋山照雄君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） こちらの古川線の拡幅事業につきましては、今年度と来年度を予定しております。今年度はこの辺地債から320万円を使わせていただいて、測量設計を行いまして、来年度に工事費をまた予算化させていただきまして、工事のほうを行う予定で、2年で事業計画を行っております。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ということは、この来年度の工事の中にも辺地債は引っ張ってくるといふか使うということですね。ここ確認です。

○委員長（秋山照雄君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） おっしゃるとおりで、辺地債を今年度と来年度も使わせていただく予定でございます。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ですみません。これの工事費の中は、辺地債プラス一般財源も多分含まれると思うんですけれども、合併特例債というのは使わんですか。

○委員長（秋山照雄君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） この辺地債につきましては、辺地債のみで事業を執行をさせていただいているような形になりますので、合併特例債については、こちらのほうには当たらないと考えております。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありますか。

松井副委員長。

○委員（松井 豊君） 牛句の金石橋の調査設計ということですか、具体的にどんな内容になるのか。

○委員長（秋山照雄君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） こちらは橋梁長寿命化事業といたしまして、橋を5年に1回点検するんですけれども、そちらで金石橋がかなり老朽化が激しいということで、その点検の結果に基づいて修繕等の工事をするんですけれども、その修繕の工事の設計、どんなところをどのように直したらいいかということで、今年度は測量設計を行う予定でございます。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） 傍聴議員なければ、質疑を終了します。

これで、建設課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

続いて、農林振興課より、6款農林水産業費、1項農業費及び6款農林水産業費、2項林業費について一括で説明をお願いします。

箭本農林振興課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、農林振興課の6月補正についてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の14ページ、15ページをお願いいたします。

初めに、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費の農業庶務費について870万円を増額補正させていただくものでございます。

財源内訳につきましては、一般財源となります。

既に、市ホームページや広報紙に概要を掲載をしておりますが、市では、新型コロナウイルスに負けない甲斐市応援プランとして、市独自の支援策、安心甲斐・市民支援事業を実施いたします。

補正させていただく事業の内容は、支援策の一つとして、新型コロナウイルスの影響により、ゴールデンウィーク等に帰省できず、また、現在も都道府県をまたいでの移動自粛などにより、日常生活に不便を来している県外在住の学生等に対し、市の特産品ギフトを提供し、支援するための事業経費となります。

対象とする学生等の範囲につきましては、県外に居住し生活している大学生、短大生、専門学校生、大学院生、予備校生で、甲斐市に家族が居住している方を予定しており、想定される対象学生数につきましては、私立中学校から高校へ進学し、その後、大学等への進学を希望するものの割合などから、約1,500人の対象者がいるものと想定をし、1人当たりに必要な経費を特産品代3,800円、送料2,000円を合計した5,800円としております。

なお、特産品代につきましては、ふるさと納税の返礼品を参考にさせていただいております。

ギフトの提供につきましては、対象となる全ての学生を把握することが困難なため、対象学生本人または家族からの申請方式とし、本事業の内容につきましては、市のホームページ、SNS、広報紙にて周知をいたします。

申請方法につきましては、ホームページからの電子申請のほか、郵送、各庁舎窓口での申請とし、本人確認については、住民基本台帳にて確認をする予定でございます。

申請期間につきましては、できるだけ早期の対応とするため、7月から8月の2か月間とし、半月ごとに申請状況を取りまとめ、計4回の発送を計画をしております。

申請者が選択できるギフトは4種類を用意をし、その中から希望するものを第1、第2希望の順に選択していただく予定でございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の農地集積集約化対策事業について

て、53万6,000円を増額補正させていただくものでございます。

財源内訳につきましては、全て国県支出金となります。

内容につきましては、農地中間管理機構へ貸付けを行う農地について、農地として使用するための伐根等の整備が必要な場合に、10アール当たり20万円を上限として整備費の補助を受けることができますが、今年度、敷島の牛匂地内の8筆、総面積で4,867平米になりますけれども、において農地整備を行うこととなり、これに係る予算として工事請負費を増額補正させていただくものでございます。

なお、財源となる国県支出金につきましては、歳入予算の県補助金として増額補正をいたします。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の地域おこし協力隊費について、311万6,000円を減額補正させていただくものでございます。

減額する予算の財源は全て一般財源となります。

内容につきましては、昨年度末で3名中2名の隊員が任期満了を迎えることとなり、これに伴い、新たな隊員を募集したところ、1名の方からの応募があり、現在2名の隊員となっておりますが、次年度の1名を募集するための説明会への参加経費として旅費及び食料費を増減させていただき、また、隊員3名分の報酬、共済費、不動産借り上げ料等を計上していたものから、1名分の経費を減額をさせていただくため、トータルで311万6,000円の減額補正をさせていただくものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の農林業施設維持管理事業について2,351万8,000円を増額補正をさせていただくものでございます。

財源内訳は、国県支出金として1,050万円、その他は一般財源となります。

内容につきましては、平成24年12月に発生をいたしました笹子トンネル天井板崩落事故を受け、各種インフラの老朽化に対する危機意識の高まりから、国が平成25年にインフラ長寿命化計画基本計画、翌年、国土強靱化計画及びインフラ長寿命化計画行動計画を策定をし、これらの計画に基づき、各インフラを管理する自治体等においても、令和2年度までに対象施設のインフラ長寿命化計画個別施設計画を策定することとされました。今年度が計画策定の最終年度となりますが、全国の自治体等における平成30年度末の策定率が約56%と低い数値であったことから、国においては、策定のさらなる加速化を図るため、個別施設計画策定に必要な調査業務に対して補助金を交付し、計画策定の推進を行うこととなりました。

県内では対象施設を持つほとんどの自治体において、この計画が未策定な状況であったこ

とから、県より各市町村へ策定推進の依頼があり、本市においても調査業務に係る補助金要望を行っていたところ、今年度に入り、交付の内示を受けたことから、当該事業に必要な予算を増額補正させていただくものでございます。

調査対象となる施設は、国の補助金を活用して築造された長さ15メートル以上の橋梁で、本市での対象は、茅ヶ岳東部広域農道の5橋となります。また、今年度県内での取り組みは17市町村となる予定でございます。

なお、財源となる国県支出金につきましては、歳入予算の県補助金として増額補正をさせていただきます。

次に、6款農林水産業費、2項林業費、2目治山林道費の林道費について114万4,000円の増額補正をさせていただくものでございます。

財源内訳は、全て一般財源となります。

内容につきましては、昨年度実施をいたしました林道橋梁点検調査において、今後5年以内に補修や修繕を必要とする橋梁が、調査した7橋中2橋確認されました。補修、修繕を実施するに当たっては、国の補助金活用を予定しておりますけれども、補助対象事業として採択を受けるためには、長寿命化計画を策定する必要があります。

本来であれば、当該事業費を当初予算に計上すべきところではございましたが、予算編成時において、調査結果がまだ確定していなかったことから、6月補正にて対応させていただき、計画策定業務委託を実施するため、委託料を増額補正をさせていただく内容でございます。

以上が農林振興課の6月補正予算の内容となります。よろしくお願いたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より、質疑等がありましたらお願いします。

松井副委員長。

○委員（松井 豊君） 最初の農業庶務費の関係の学生へのギフトですが、地元のものを送るという発想は結構なので、別に反対するわけではないのですが、今、学生にとって一番深刻なのは、バイトがなくて、とにかく学業が維持できない。そういうことで、それに対する支援をやっている自治体も出てきていますので、ちょっとこれは、送料も2,000円というのもちょっとどうなのかということもあります。いずれにしても学生の困窮とはちょっとずれている感じがするので、意見として言わせてもらおう。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 今の関連で、4種類ということなただけけれども、具体的に何なのか、どうしてその4種類だったのか、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（秋山照雄君） 大柴係長。

○農林総務係長（大柴宏之君） お答えさせていただきます。

まず、4種類の選定のほうなんですけれども、先ほど課長のほうから説明の中でふるさと返礼品を参考にさせていただいたと。その中で、今回対象となるのが県外の学生ということで、学生が1週間程度で食するような内容のものというものを検討した結果、あと特産品ということで、内容的には、小林牧場の甲州ワインビーフのカレーのレトルト、あと小林牧場の甲州ワインビーフシチューの7個入りのレトルト、あと黒富士農場さんのスイーツギフトセット、あと黒富士農場さんの卵かけご飯ギフトセットという形にさせていただいております。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） なんか北のほうの小林牧場であり、黒富士であるとか、何かそこへ偏っているような感じなただけけれども、ほかのセットというのは考えなかったんですか。

○委員長（秋山照雄君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 今、大柴係長のほうからもご説明させていただきましたけれども、学生さんに送って手軽に簡単に食することができるようなものがないんじゃないかということと、あとは、先ほど私が説明しましたが、対象人数約1,500人ぐらいいるんじゃないかという。他市、他県等の事例を見ると、近場の富士吉田市さんで、同じようにお米だとか吉田のうどんの詰め合わせを1,000人分用意をしてというふうな事例がございますけれども、実際にこちらのほうの実績では、約5割、半分程度だったそうです。長野県の伊那市さんでも、同じようにレトルトカレーだとか、やっぱり乾麺の送付というのをさせていただいたようでございますけれども、こちらが1,000人分を用意して、こちらについてはほぼ全量に近いぐらいの実績になったようでございます。

ふるさと返礼品の中の品物で、やっぱり夏のこの時期的に送るのが厳しいのかなというふうなものもございますし、あと、仮に1,500人の半分から応募があったときに、750のセットを用意するというと、なかなかものによってはそろえられないものもあつたりするので、そういったことも加味していろいろ考えさせていただいたのですが、確実に用意ができるも

の、2か月間で確実に用意ができて送れるものがないかということで、この4種類、本当はもっとたくさんあればいいんですけども、選ぶほうもどれがいいかと選びにくかったり、準備するほうもちょっと大変だったりするので、そういったことで4種類に限定をさせていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 松井副委員長も言ったんだけど、その内容だと、送料が2,000円というのは非常に高い見積りで送るのかちょっと分からないけれども、こんなにかからない、1,000円か、宅急便で送ってもそのぐらいではないかなと思うんだけど、2,000円という理由をちょっと教えてもらえますか。

○委員長（秋山照雄君） 大柴係長。

○農林総務係長（大柴宏之君） 送料のほうなんですけれども、今回対象にさせていただいている学生というのは県外ということになりまして、恐らくですけれども、応募の大半というのは山梨県の近隣の他県ということにはなると思うんですけれども、ほかのところからも来る可能性もありまして、2,000円という送料で見積もっております。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 今の答弁だと、そうやって遠いところの人もいるだろうということなんでしょうけども、普通考えて、東京で1,000円ぐらいですよ。大阪でも1,500円ぐらいだと思うんですよ。何か多めに取っておけばいいやという考え方ではないと思うんですけども、ちょっと多過ぎるんじゃないかなと、どうなんです。他市の状況も見ながらの見積りだと思うんですけども、どうなんですかね。

○委員長（秋山照雄君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） お答えをさせていただきます。

確かに2,000円という送料については、大まかに2,000円あれば大丈夫だろうという金額にさせていただいております。

実際に、これから業者さんのほうと契約をさせていただくんですが、あくまでもこれは2,000円がテンということではなくて、今、説明させていただいたように例えば九州だとか、あまり数はいないかもしれませんが、ゼロではないと思いますけれども、そういったところへ送るときには2,000円では足りない場合もあるかもしれません。うちのほうとしては、あくまでもセットで商品代3,800円をお願いします、送料は2,000円をお願いしますというこ

とで契約をさせていただくのですが、最終的に支払いは実績に応じての支払いという形になりますので、今、五味委員さんからお話があったように、恐らく2,000円まではいかないというふうに見込んでおられます。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 今の学生支援の件ですけれども、もっと中身を充実させるには親にするべきなんです、親に。子供に直接役所からやるというのは、これはポーズ的にはいいかもしれんけれども、今の言うように運賃がかさんでしまって、この間私も要望のときにちょっとみんなとも相談したけれども、では、龍王源水どうだという話出たら、送料が県内でも1,800円もかかってしまうと。これは水より高くなってしまわないかというのと同じなんだよ。やっぱり実際に中身を充実させるだったら親にすべきであって、親がそこから判断するという話、そういうふうな方法を取るべきだったと思うんだけど、どうなんだろうかね、これは。

○委員長（秋山照雄君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） そういったことも、私どもも内部のほうで話の中には出ました。確かに親御さんにそういうPRをさせていただいて、親御さんに積極的に手続をしてもらうということかというようにもいいのではないかとはい思いますけれども、あくまでもこれに関しましては、県外に出ていて、帰りたくても帰ってこられないとかという、そういう事情がある学生さんの支援をしましょうということなので、家に送ってしまって、それが果たして例えが悪いかもしれませんが、学生の手元に届くかどうかというふうな部分も心配、懸念をされる材料になってしまいましたので、あくまでも送り先については学生さんが住んでいる居住場所へ送って、学生さんの支援をさせていただきたいというのが我々の考えで、こういった形にさせていただいたということでございます。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） そうすると、名簿で調査できた人は、全員一方的に送りつけるということですか。

○委員長（秋山照雄君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 先ほどご説明の中でも申し上げましたが、あくまでもこれは申請方式を取らせていただいておりますので、ホームページ、それからSNSで情報を発信をさせていただく。それから、子供さんが市のホームページだとかSNSを見ないという可能性もございますので、その方々に情報を提供するために市の広報紙でお知らせをさせていただいて、それを見た親御さんから子供さんに、こういうものをもらえるよう手続するという、その3つの手法を考えているところでございます。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、農林振興課関係の質疑を終了します。

以上で、議案第47号の質疑を終了します。

これより、議案第47号 令和2年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第47号を終わります。

これで補正予算の審査は終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案審査は全て終了しました。慎重審議ご苦労さまでした。

最後に、その他を行います。

委員より、その他何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 事務局より何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、その他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 10分